

○ 放置駐車車両違反の移動・保管関係

レッカー移動・保管費用の納付率について、代表的な5警察署の事例をお示し願いたい。

○ 移動措置に関する納付率について

	平成16年度中の 移動件数(a)	平成17年5月31日 現在の未納件数(b)	未納率 (b/a×100)	備 考
A警察署	17,513	1,941	11.1%	指定法人
B警察署	9,947	817	8.2%	指定法人
C警察署	3,384	263	7.8%	署長移動
D警察署	3,367	307	9.1%	署長移動
E警察署	1,835	91	5.0%	署長移動

※ 平成16年度中に移動した車両について、平成17年5月31日現在で負担金が未納付のものについての調査結果

財産的価値のある放置車両を保管しているにもかかわらず、競売換価等がなされずに、移動・保管費用が未納のまま放置車両を返却してしまうとの実態があるとのことだが、具体例をお示し願いたい。

財産的価値のない放置車両について、移動・保管費用を徴収しないまま返却してしまう例はどのくらいあるのかご教示願いたい。この場合、所有者の財産調査等を行った例はあるのかについてもご教示願いたい。

○ 移動・保管費用が未納のまま放置車両を返還する理由

道路交通法第51条により、放置車両の移動・保管その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者等の負担とされ、警察署長は、「納付の期限を定め」文書で負担金の納付を命じなければならないとされている。

納付が命ぜられた者は、納付の期限内に納付すればよいのであり、返還時における納付を条件とはしていない。

なお、移動・保管した車両を所有者等が引き取りに来ない場合には、公示を行い、一定期間経過後なお返還できない場合には、売却して代金を保管することや都道府県への所有権帰属の措置をとることができることとされている。

○ 所有者の財産調査を行う場合について

負担金の納付を返還の条件としていないため、返還時においては所有者の財産調査は行っていない。納付期限を経過し滞納処分の例により負担金を徴収する場合に、必要があるときは、財産調査を行うこととなる。